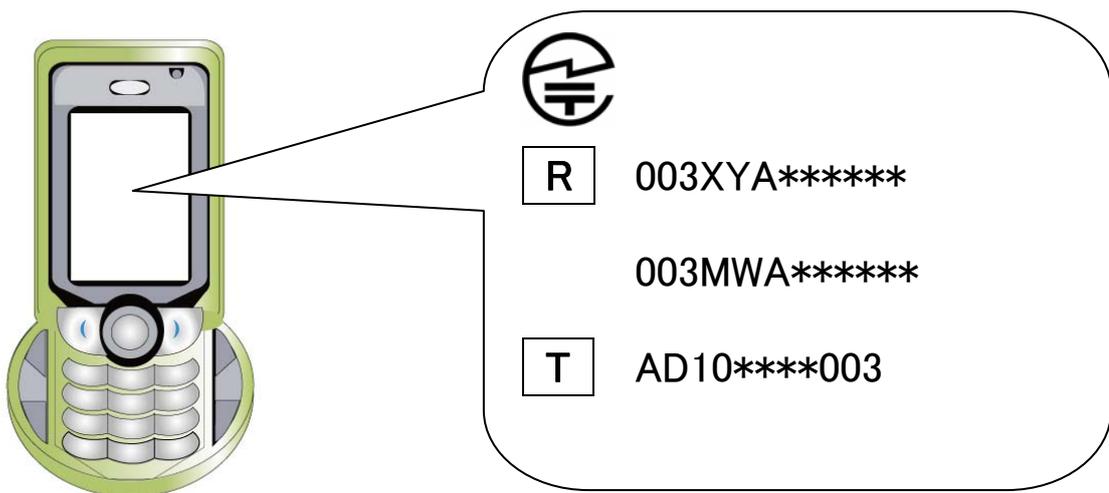


平成 22 年 4 月 28 日に、 認証番号の**電子表示**が認められました。

平成 22 年 4 月 28 日付総務省令第 58 号、第 59 号により、認証番号等の電子表示が認められることとなりました。

この法令変更に伴い、従来は特定無線設備の見やすい箇所への表示が義務付けられておりました以下様式について、見やすい箇所への表示の代替として、特定無線設備の映像面に表示することも可能となりました。

1. 技適マーク 
2. 認証番号 003WWA***** ACD10*****003 等
3. R T マーク
4. 「屋内においてのみ電波の発射が可能である旨」等の表示



FAQ

Q1: 映像面への表示は常に行われていなくてはならないのでしょうか？

A1: 特定の操作によって、当該特定無線設備の映像面に明瞭な状態で表示できれば、問題ございません。
特定の操作方法については、これらを記載した書類を当該特定無線設備に添付、またその他適切な方法により、明らかにしてください。

Q2: ディスプレイの解像度の関係で、技適マークの直径を 5mm(容積 100cc 以下は 3mm)とした場合、表示が潰れてしまいよく識別できませんが構いませんか。

A2: 端末設備の技術基準適合認定等に関する規則第 10 条第 1 項第 2 号及び第 22 条第 1 項第 2 号又は特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 8 条第 1 項第 2 号及び第 20 号第 1 項第 2 号にそれぞれ定められているとおり、「映像面に明瞭な状態で表示すること」とされています。
潰れてしまい識別が出来ない場合は、識別できる大きさにしていただくようお願いいたします。

Q3: 認証を取得済の特定無線設備についても、今後の出荷で今回の改正を踏まえた表示を行っても問題ないでしょうか。
また、その場合認証機関へ何か手続きは必要でしょうか。

A3: 行っていただいて問題ございません。
また、変更申請等の対象にもなりません。

Q4: PC 等と組み合わせて利用するモジュール型無線機器を認証取得、販売しています。
無線機器自体が非常に小さいため、技適マーク他の表示が困難なのですが、無線機器の認証番号他を、組み合わせて利用する PC 上のモニタに表示することは認められるのでしょうか。

A4: 今回の改正では、そのような方法は認められておりません。
認証を行った無線機器にモニタ等表示機能が具備されていない場合、今回の改正による表示はご利用いただけません。